

発行責任:組織対策部

発 行 日:2010.9.3

発 行 号:10 第12号

ミ二運動会の参加者が決まりました!

~ いよいよ、決戦が近づく! ~

次のとおりチーム編成をしましたのでお知らせします。当日はケガのないよう思いっきり楽しみましょう!

日時 9月10日 金 1後6時30分から

場所 勤労青少年ホーム 大レクリエーションホール (旧町民体育館)

チーム

編成

| АŦ | <u>-</u> -4 | (第13 | 分会・急 | 第5分 | 会、 | 17名) | | | | | |
|----|-------------|------|------|-----|----|------|----|----|-----|----|-----|
| 野上 | 京子 | 奥山 | 洋美 | 蟻戸 | 貴之 | 木村 | 謙彦 | 宇野 | 真澄 | 竹内 | 志保 |
| 条西 | 由加子 | 齋藤 | あゆみ | 金子 | 和恵 | 加藤 | 五月 | 柿崎 | 麻衣子 | 本間 | 由美子 |
| 越智 | 七恵 | 渡辺 | 博樹 | 木村 | 康治 | 茶谷 | 久恵 | 中佐 | あゆみ | | |

| ВЭ | チーム | (町長、 | 副町長 | 、第2分会、 | . 21名) | | |
|----|-----|------|-----|--------|--------|--------|-------|
| 石川 | 宏 | 酒井 | 峰高 | 梶 睦 | 敦賀 哲也 | 佐尺木 慎也 | 中島貴志 |
| 飯作 | 昌巳 | 宇野 | 延仁 | 山田 大志 | 土清水 彬 | 広谷 将大 | 脇坂 早織 |
| 品野 | 万亀弥 | 清水 | 聡志 | 松木 美恵子 | 門間憲一 | 近藤 健弘 | 更科 信輔 |
| 近藤 | 優樹 | 石垣 | 亮輔 | 楠美 彩乃 | | | |

| CŦ | チーム・ | 第3分 | 分会、 | 16名 |) | | | | | | |
|----|------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 藤岡 | 典行 | 高橋 | 伸 | 杉野 | 浩 | 嶋崎 | 育世 | 斉藤 | 悠理 | 和田 | 広夢 |
| 藤田 | 俊吾 | 日角 | 綾 | 鈴木 | 典生 | 棟方 | 富輝 | 西山 | 卓 | 大西 | 将樹 |
| 家山 | 真由美 | 定舎 | 陽子 | 山本 | 征子 | 工藤 | 孝司 | | | | |

| D | チーム | (第4) | 分会、 | 組合、 | 14名) | | | | | | |
|----|-----|------|-----|-----|------|----|-----|----|----|-----|-----|
| 宮崎 | 寧大 | 熊谷 | 裕治 | 小笠原 | 聡 | 館野 | 留美子 | 大平 | 良治 | 小笠原 | 悠太 |
| 鈴木 | 繁 | 三上 | 敏文 | 上田 | 章裕 | 村上 | 達 | 金田 | 幸恵 | 柴田 | 富美子 |
| 金子 | 伸二 | 堀川 | 聖子 | | | | | | | | |

合計 68 名 ※氏名は順不同。チーム編成は分会単位で考慮した為、人数・性別等にばらつきがありますがご了承下さい。
※参加人数が少ないチームは、各チームのリーダーの了承のもと、選手の臨時的な貸与(レンタル)可能とします。

競技種目

①カゴでポン(男女ペア3組選出。但し、各チーム管理職+女性の組を入れること)

②5色綱引き(各チーム10名選出)

(競技人数)

③デカパンツリレー(各チーム6名選出)

④玉入れ(各チーム6名選出)

⑤ストラックアウト(各チーム1~12名選出)

※各チームで事前に話し合い選手を決めておいて下さい。

賞金

1位 20,000円

2位 10,000円

3位 5,000円

珍プレー賞あり

各チーム へ お願い!

- ◆食べ物(オードブル等)は各チームで用意してください。組合で用意するのは飲物(ビール、焼酎、日本酒、ジュース)のみです。その他、敷き物等必要と思われるものについても各チームで用意願います。(ゴミはお持ち帰り願います。)
- ◆各チームでリーダーを決めておいて下さい。当日はその方を中心に競技の出場者や賞金の使い道等スムーズに決めていただければと思います。

参加者 ~

お願い

- ◆当日は動きやすい服装で来て下さい。(上靴は忘れずに!)
- ◆ケガをしないように、十分な準備運動を心がけて下さい。
- ◆事前に申込みされていない方でも、当日参加OKです!

白治労羽幌町職員組合

ชม เการ (สาย aikumi.info ว่ากว่า Go! esakitakashi.jp

発行責任:組織対策部

発行日:2010.9.3

発 行 号:10 第12 号



シリーズ 労使関係が変わる!

≪後半~いま、単組で何をすべきか?いま、単組ですべきこととは?≫

4 年間闘争サイクルを確立しよう!

Fourth Kind



まずは「 要求 → 交渉 → 妥結 」のサイクルを確立しよう

「労使双方が責任を持って妥結する」という労働協約締結権の意義を意識し、今からでも春 闘期・賃金確定期(秋闘)を中心に「要求→交渉→妥結」のサイクルを確立することが必要です。

協約締結権が付与される新たな制度の下では、現在のさまざまな制約がある人事院勧告制度 下の労使交渉から、自治体労使双方が主体の労使交渉によって自主的に賃金・労働条件を決定 することになります。

これを見据え、労使交渉の基本となる ①要求書の提出(要求事項をしっかりと固めて)、② 団体交渉を行う(事前折衝や予備交渉を含め)、③妥結する(労使双方が納得できるところを模索しつつ)といった流れ(サイクル)を作ることが大切です。



妥結後は協定書を作ろう ~ 「妥結基準は書面化する」ことをルール化しよう

新たな制度下では法的拘束力が伴う「労働協約」を締結することが重要になってきます。 それを見据えて、いま現在、私たち地方公務委員が締結できる「書面協定」(※4)を作ることが 大切です。

法解釈では口頭でも書面でも効果は変わらないとしていますが、当局の履行責任を追及することになった場合、何よりも書面による協定書が大きな存在感を示すことになります。

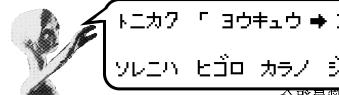
自治労はこのことを考慮し「単組の交渉力向上に向けて、地公労法第7条で規定する事項を 最低限とした協約・協定を締結する取り組み」を方針化しています。これに基づき、今の段階 から「妥結結果は書面化する」ことのルール化に努めなければなりません。

※4 地方公務員法第55条第9項では「職員団体は法令、条例等に抵触しない限り、当局と書面協定を結ぶことができる」となっています。

地公労法第7条(団体交渉の範囲)

第 13 条第 2 項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、地方公営企業等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

- 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
- 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項



トニカク 「 ヨウキュウ ➡ コウショウ ➡ ダケツ 」 ノ サイクル ヲ カクリツ セヨ ソレニハ ヒゴロ カラノ ジュンビ ガ フカケツ ナノダ !